

適切な指導で、
より確かな安全運行を。

指導実践 マニュアル

〈運行管理者用テキスト〉

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
社団法人 全日本トラック協会

発刊に当たって

「交通安全」は、トラック運送事業者が地域社会との「共生」を図っていくうえで最重要課題であり、荷主企業等のお客様からお預かりした荷物を確実・迅速に輸送する上で不可欠なものです。

しかしながら、近年の厳しい経済状況のため、トラック運送業界では無理な運行計画による速度超過や過労運転からくる重大事故等が増加する傾向にあります。

このため、平成13年8月には、国土交通省が「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（国土交通省告示第1366号）を示しました。この告示は、トラック運転者を管理する立場にあるトラック運送事業者ならびに事業所において選任された運行管理者の皆様に、トラック運転者への継続的かつ計画的な指導・監督の充実を求めるものです。

本書は、この告示の内容を各事業所でトラック運転者へ指導・監督を行う場合の「マニュアル」として活用していただくために、同指針の内容に従い、より実践的に解説したものです。

今後、この指導実践マニュアルにより同指針を深くご理解いただくとともに、現場での効果的な指導・監督が適切に行われるよう本書をご活用いただき、なお一層安全運行の確保に努められることを念願する次第です。

平成19年9月

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
社 団 法 人 全 日 本 ト ラ ッ ク 協 会



**指導実践
マニュアル**
〈運行管理者用テキスト〉



目次

運行管理者の業務	2
----------	---

第1章 一般的な指導及び監督の指針等

1 安全運転指導の監督の目的	12
2 一般的な安全運転の指導・監督にあたって配慮すべき事項	14
3 一般的な指導・監督のポイント	16
1.トラックを運転する場合の心構え	16
(参考)①トラック・ドライバーとしての基本的な心構え	16
②トラック・ドライバーが身につけるべき心得	17
2.トラックの安全運行のために遵守すべき基本的事項	18
(参考)トラック・ドライバーの安全運転マナー	19
3.トラックの構造上の特性	20
(参考)①トラックの構造・運転特性に潜む危険	20
②トレーラの車両特性	22
③タンクローリーの車両特性	23
4.貨物の正しい積載方法	24
(参考)積載の方法と制限	24
5.過積載の危険性	26
(参考)①過積載と異常積載の危険性	26
②一般貨物の荷扱い指示マーク	26
③荷崩れしない固縛方法の基本	27
6.危険物を運搬する場合に留意すべき事項	28
(参考)危険物安全輸送の基本	28
7.適切な運行の経路とその道路交通の状況	30
(参考)「ヒヤリ」「ハット」メモの様式例	30
8.危険の予測および回避	31
(参考)事業用トラックの交通事故発生状況	31
9.運転者の運転適性に応じた安全運転	33
(参考)適性診断の種類	33
10.交通事故の生理的・心理的要因と対処方法	34
(参考)安全運転に必要な心理的・生理的科学知識等	34
11.健康管理の重要性	44
(参考)疲労防止のための日常生活での留意点	44
(参考・トピックス)睡眠時無呼吸症候群	45

第2章 特定の運転者に対する特別な指導の指針等

1 特定の運転者に対する特別な指導や監督の目的	48
2 特別な指導にあたって配慮すべき事項	49
3 適性診断の受診	51
4 事故惹起運転者に対する指導	52
5 初任運転者に対する指導	54
6 高齢運転者に対する指導	55
(参考)日常点検のチェックポイント21	56
(参考)酒気帯び運転など悪質違反は即・事業停止	58
(参考)不適切な運行管理に厳罰、是正なければ許可取消!	59
(付) 貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針(国土交通省告示第1366号)	60
(参考)運輸安全マネジメントの導入について	68

運行管理者の業務

交通事故を防止するためには、なによりも日々の運行管理を適切、かつ、円滑に遂行していくことが基本です。ここでは、運行管理者の一日を取り上げ、具体的な運行管理業務の内容を解説しています。

運行管理者の業務

1 運行管理者の一日

イラストで見る運行管理者の一日



臨時の業務

■異常気象時の措置 ■事故時の措置



■過積載の防止

■積載方法の指導

2 乗務前点呼の実施

点呼は、乗務員とのコミュニケーションの場です。乗務員と気持ちの通った対話を通じて、乗務員の特徴を把握し、適切な運行指示・伝達や安全上のアドバイスを行いましょう。また、適切な運行指示等を行うためにインターネット

等からの、サービス情報を活用し、事前に道路情報や気象情報を収集しておくことが大切です。

では、乗務前点呼の例をいくつか紹介してみよう。

乗務員の状態

- ★ からだの調子はどうですか？
- ★ ちょっと顔色が悪いようですが、カゼをひいたり、疲れが残っていませんか？
- ★ カゼをひいているようですが、カゼ薬を飲みましたか？ そのクスリは眠くなる成分が入っていませんか？
- ★ 昨日、ひいきのチームが負けたからといって、カリカリしてはいないでしょうね？

車両の状態

- ★ 車の点検はしましたね？
- ★ 車に異常ありませんでしたか？

携行品(携行品の確認をします。)

- ★ 自動車検査証および自賠責保険証
- ★ 運転免許証
- ★ 非常信号用具
- ★ 伝票等の業務に必要な帳票類

安全運行上の指示の主な内容

- ★ 今日から〇〇道路は工事が開始され、車線規制による渋滞が予測されますので、〇〇道路に迂回してください。
- ★ 今日月末で道路の混雑が予測されますが、渋滞に巻き込まれても、焦ったり、イライラせず、常に平常心で運転してください。
- ★ (朝から雨が降っている。) これからもっと雨が強くなるということですから、スピードを控えめにして走行してください。
- ★ 〇〇地方は降雪の予報が出ています。雪が降り始めたら早めにタイヤチェーンを装着してください。
- ★ 今日から学校は夏休みですから、子供に注意しましょう。
- ★ 長時間の連続運転は事故のもとです。運行計画どおり〇〇場所で必ず十分な休憩をとってください。
- ★ (新入乗務員に対して) 途中で道がわからなくなったときには、必ず安全な場所に車を止めて地図などで確認してください。
- ★ 昨日、他の営業所でわき見による追突事故が発生しました。走り慣れた運行経路だからといって決して油断せず、前方によく注意して走行してください。

3 乗務割の作成

乗務員の過労運転を防止するために、事業者によって定められた勤務時間及び乗務時間の範

囲内において乗務割を作成し、それに従って乗務員を乗務させます。

1 乗務割作成の留意点

- ★ 勤務実績を把握します。(出退勤時刻、運転時間、走行キロ、休憩時間、公休など)
※運転者ごとの1ヵ月単位の勤務実績一覧表を作成します。
- ★ 前回の業務終了時からの休息期間を考慮します。
- ★ 深夜の乗務時間を考慮します。
- ★ 2週間を通じて最低1回は必ず休日(公休)を設けます。
- ★ 国土交通省が運転者の勤務時間および乗務時間を定める場合の基準として告示した「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下、「告示」という)に基づいて作成します。

2 「告示」の主な内容

拘束時間	基 本	1ヵ月について293時間以内(ただし、労使協定があるときは、1年のうち6ヵ月までは1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において、320時間まで延長可)
		1日については13時間
	特 例	2人乗務の場合
	2人乗務の場合 隔日勤務の場合	1日 最大20時間 1日 最大21時間(ただし夜間に4時間以上の仮眠時間を与える場合は、2週間につき3回を限度に24時間まで延長可)
休息期間	基 本	勤務終了後継続8時間以上
	分割する場合	1日において、1回4時間以上で合計が10時間以上
	特 例	2人乗務の場合 隔日勤務の場合
4時間まで短縮可 勤務終了後継続20時間以上		
運転時間	最大運転時間	2日平均で1日9時間 2週平均で1週につき44時間
	連続運転時間	4時間を超えないこと
時間外労働	時間外労働協定における一定時間は2週間および1ヵ月以上3ヵ月以内の期間を協定	
休日労働	2週間で1回を超えないものとし、かつ、拘束時間は上記の範囲内	
フェリーの特例	勤務の途中でフェリーに乗船した場合は、フェリー乗船時間のうち2時間(フェリー乗船時間が2時間未満の場合には、その時間)については拘束時間として取り扱い、その他の時間については休息期間として取り扱う	

4 乗務記録と運行記録計による管理

1 乗務記録（運転日報）による管理

乗務記録は、乗務員の日常の乗務実態を把握し、過労運転を防止し適正な運行を図るための資料として活用することが目的で、

乗務を行った運転者ごとに記録させます。
乗務記録に記録する事項は次のとおりです。

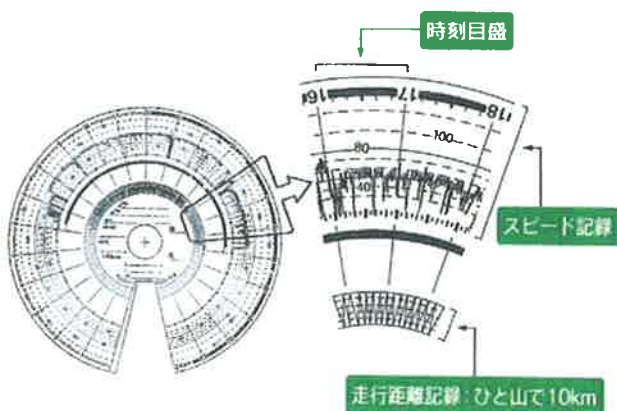
- 運転者名
- 自動車登録番号または車番
- 乗務の開始および終了の地点・日時、主な経過地点、乗務距離
- 運転を交替した場合は、その地点・日時
- 休憩又は睡眠をした場合は、その地点・日時
- 車量総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の事業用自動車の場合は、貨物の積載状況
- 事故、著しい運行の遅延その他の異常な状態およびその原因
- 運転者ごとに整理して1年間保存

2 運行記録計の管理

走行速度や運行の距離・時間等を記録する運行記録計は、乗務員の運行実態を把握するためのバロメーターです。この記録を

管理・活用することにより、日常の運転者指導や運行管理をより効果的に行うことができます。

運行記録計の記録紙の見方

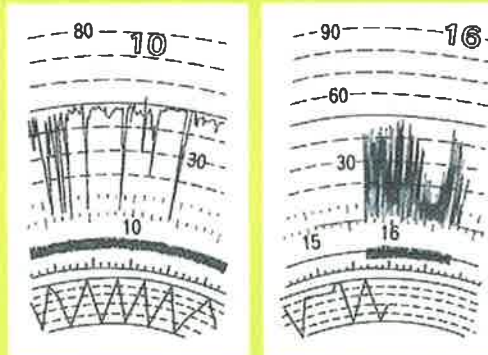


運行記録計の記録紙の主なチェックポイント

- 1 速度記録**
 - ・ 最高速度を超過していないか。
 - ・ 等速運転をしているか。
 - ・ 急加速や急減速等がないか。
 - ・ いつもと異なる走行をしていないか。
- 2 運行時間**
 - ・ 4時間を超える連続運転をしていないか。
 - ・ 運転者の休憩時間等は適切か。
 - ・ 運転者の交替時間は適正か。
- 3 運行距離**
 - ・ 運行計画外の運行をしていないか。

良い記録と要注意の記録

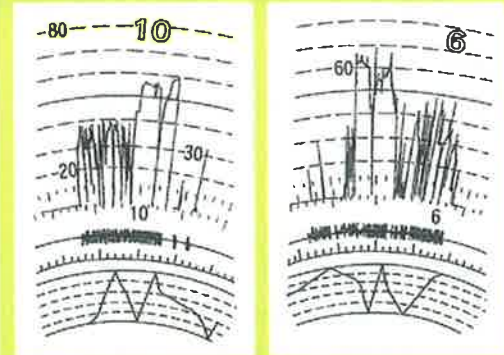
例1



速度が安定しており、安全運転、経済運転に留意していると考えられます。

速度にムラがあり、安全運転、経済運転の面から良好とはいえません。

例2



混雑した場所と郊外急発進や急加速が随の走行を示したもので、所にも見られます。ともに良好です。

運行記録計の活用方法

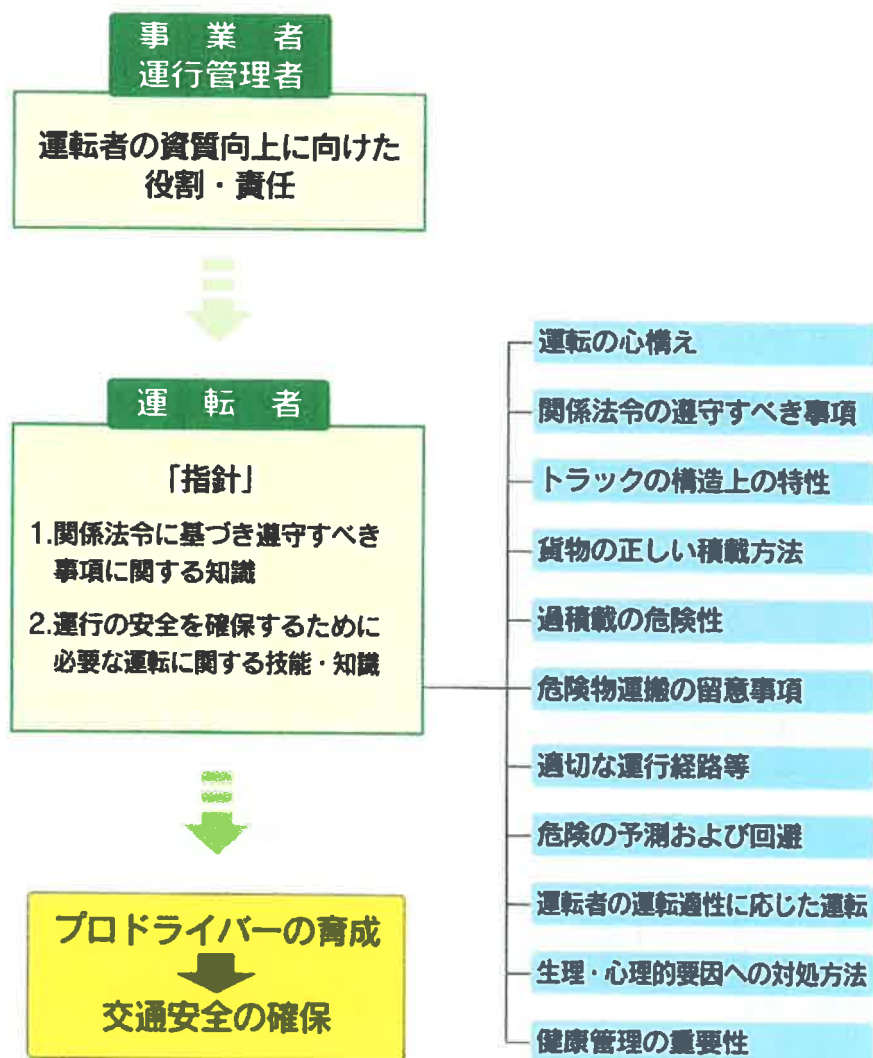
営業所において、運行記録計がどのように活用されているのか、その一例を紹介しましょう。

- ★ 運行記録計により運行状態の分析を行い、乗務員指導に活用しています。
- ★ 運行記録計と乗務記録を確認しながら、速度、距離、時間、休憩等に無理がないかどうかを調べて、必要に応じて指導しています。
- ★ 制限速度を超えたもの、運行速度に著しくムラがあるものについては、注意指導しています。
- ★ 運行記録紙に社内基準の速度を赤線に入れ、赤線を飛び出しているときは、日報で運行状況の把握に努め、
 - ・どの地点で問題があったか
 - ・スピードを出すクセや急発進のクセがあるか
 - ・帰庫時のスピードはどうか
 について厳しくチェックしています。
- ★ 運行記録紙を社内に掲示して安全運転に対する認識を高めています。
- ★ 過労運転を防止するために、拘束時間(出庫・帰庫)の点検と休憩時間が適正であるかどうかをチェックしています。

5 乗務員教育

安全運行を確保するためには、乗務員教育は欠かせません。国土交通省は、事業用自動車の運転者に対して行う指導および監督の指針を告

示しています。下図のような教育を計画的に実施しましょう。(11頁以降告示内容を項目ごと詳細に説明しています)



6 乗務後点呼の実施

乗務後の点呼では、その日の運行状況の安全確認や道路状況等の情報を乗務員から聞いて、

運行状況の安全確認

- ★ 事故や違反はありませんでしたか？
- ★ 車に異常はありませんでしたか？
- ★ 運行に著しい遅れはなかったですか？
- ★ 荷崩れなどはなかったですね？

情報収集

- ★ 工事などで車線規制されている場所はありませんでしたか？
- ★ 工事などで迂回しなければならない道路はなかったですか？
- ★ いつもと違う場所で渋滞が発生したということはありませんでしたか？

翌日（次回）の乗務の指導や安全運行に生かしていくようにします。

指示伝達

- ★ 翌日（次回）の勤務は、〇〇運行ですね。体調に留意してベストコンディションで乗務してください。
- ★ 本日の乗務、ご苦労さまでした。

7 異常気象時等の措置

安全運行を確保するためには、道路情報や気象情報を収集して、運行計画立案の際の資料にしたり、点呼時に適切な指示を与えることが大

切です。また、異常気象時には適切な措置をとらないと、重大事故につながります。

情報の収集先

異常気象のおそれがあるときは、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等により最新の情報収集を行うとともに、下記のところからも情報を収集します。

- ★ 日本道路交通情報センター
- ★ 自社の他営業所
- ★ 気象庁や気象協会

異常気象時の措置

運行中の乗務員との連絡体制、方法を事前に確立しておき、状況に応じて乗務員に対し、次のような指示伝達を行います。

- ★ 運行の中止や一時待機、徐行運転等
- ★ 避難や待機する場合には、その場所の指定

8 事故発生時の措置

交通事故が発生したときに、事故現場で乗務員が適切な措置をとらないと、続発事故を招くなど被害が拡大するおそれがありますから、事

故発生時の措置について、乗務員によく指導しておく必要があります。

事故現場での乗務員の措置

交通事故を起こした場合、乗務員はただちに車両の運転を停止し、次の措置をとる必要があります。

- 1 死傷者があるときは、ただちに応急救護措置をとる。
- 2 事故車両が後続事故を起こすおそれがある時は、現場の状況を確認したうえで安全な場所に移動させる。
- 3 警察に通報するとともに、運行管理者に連絡し指示を受ける。
- 4 事故の相手方を確認する。(氏名・年齢、相手のナンバー、連絡先等)
※事故現場で相手方と示談に関する交渉はしないこと。
- 5 目撃者を確認する。(氏名や連絡先等)

高速道路での事故の場合

高速道路の場合は、死傷者があるときは、ただちに応急救護措置をとるとともに、左記のほか、次の措置をとります。

- 1 停止表示器材を後方から見やすい位置に置き、後続事故の防止を図る。
- 2 非常電話で交通管制室に事故の通報をする。
- 3 待機するときは、必ずガードレール等の外側に出る。

踏切で故障等が発生した場合

踏切で車両故障等が発生し、動けなくなったときは、速やかに次の措置をとります。

- 1 警報機のある踏切では、警報機に取り付けてある踏切支障報知装置を使用します。
- 2 踏切支障報知装置のない踏切では、発炎筒などを使用して列車に合図します。
- 3 発炎筒がない場合は、煙の出やすいものを燃やすなどして、列車に合図します。

9 重大事故の報告

次の事故が発生した場合は24時間以内に速報するとともに、30日以内に運輸支局長を経由し

て自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければなりません。

1. 転覆事故

自動車が道路上において路面と35度以上傾斜した場合



2. 転落事故

自動車が道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上の場合



3. 火災事故

自動車又は積載物品が火災を起こした場合



4. 踏切事故

自動車が踏切で、鉄道車両と衝突又は接触した場合



5. 死傷事故

自動車の関係する事故で死者又は重傷者を生じた場合（重傷者とは、14日以上病院に入院することを要する傷害）

6. 危険物等運搬車両による事故

自動車に積載された次に掲げるものの全部もしくは一部が飛散し、又は漏えいした場合

1. 消防法に規定する危険物
2. 火薬類取締法に規定する火薬類
3. 高圧ガス保安法に規定する高圧ガス
4. 原子力基本法に規定する核燃料物質および汚染された物
5. 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定する放射性同位元素およびそれによって汚染された物
6. シアン化ナトリウム又は毒劇物取締法施行令に掲げる毒物又は劇物
7. 道路運送車両法の保安基準に規定する可燃物

7. 健康状態に起因する事故

脳いっ血、心臓発作等の運転者の健康状態の異常により運転を継続することができなくなった場合

8. 操縦装置又は乗降の扉の開閉装置の不適切な操作による事故

11日以上医師の治療を要する傷害が生じた場合

9. 車両故障による事故

自動車の装置（原動機及び動力伝達装置、車輪、車軸、操縦装置など道路運送車両法第41条に掲げる装置）の故障により、自動車が運行できなくなった場合

10. 国土交通大臣が報告を指示したもの

1. 20人以上の軽傷者を生じたもの
2. 鉄道の橋脚、架線等を損傷し、鉄道の運行を3時間以上停止させたもの
3. 高速自動車国道又は指定自動車専用道路等を3時間以上通行止めにしたもの
4. 10台以上の多重衝突を生じたもの
5. 飲酒、酒気帯び、無免許、無資格、覚せい剤等薬物の乱用、居眠り等悪質な法令違反によるもの